



自宅へ一時的に帰るための支援



【内容】

施設入所中や医療機関に入院中の方が、一時的に帰宅した際に必要な福祉用具の貸し出しや、ホームヘルパーの派遣を行います。

【対象者】

要支援・要介護認定を受けている方

【利用限度額】

施設又は地域包括支援センターの担当する介護支援専門員が認める、利用者の一時帰宅のために必要な費用とします。

【利用料】

個人負担 利用金額の一割

※その他ご不明点はお問い合わせください。



〈 問合せ・申請先 〉
西川町健康福祉課
地域包括支援センター係
0237-74-4405（直通）